旧		新	
第2条(約款の変更) (略)		第2条(約款の変更) (略)	
2. 当社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の1ヵ月前までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 (略)		(略) 2. 当社は、前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約 款の効力発生日の1ヵ月前までに、本約款を変更する旨および 変更後の本約款の内容とその効力発生日を当社ホームページ上 での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊 急やむを得ない場合はこの限りではありません。 (略)	
第3条 (用語の定義)		第3条 (用語の定義)	
本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
	当社が <u>提供する</u> デジタル放送を受信する ために必要な機器(以下 <u></u> 「STB」と いいます。)		当社が <mark>貸与する</mark> デジタル放送を受信する ために必要な機器(以下「STB」とい います。)
(略)		(略)	
マイページID	請求料金確認や契約内容変更等がWEB 上で行えるマイページサービスを利用する際に加入者ごとに提供される識別コード	マイページ I D <u>(「引込端子」の後</u> ろへ順番変更)	請求料金確認や契約内容変更等がWEB上で行えるマイページサービスを利用する際に加入者ごとに提供される識別コード
引込端子	タップオフおよびクロージャーの端子で あって、引込線を接続するためのもの	引込端子	タップオフおよびクロージャーの端子で あって、引込線を接続するためのもの
同時再放送サービス	同時再放送(放送事業者のテレビジョン放送(多重放送を含む)およびFM放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えず同時に再放送する有線テレビジョン放送)を当社の施設を利用し、特別な地域、建物に対して提供するもの	同時再放送サービス	同時再放送(放送事業者のテレビジョン放送(多重放送を <mark>含みます。</mark>)およびF M放送を受信し、そのすべての放送番組 に変更を加えず同時に再放送する有線テ レビジョン放送)を当社の施設を利用 し、特別な地域、建物に対して提供する もの
(略)		(略)	
NHK放送受信規約	放送法 (昭和25年法律第132号) 第64条第1項の規定に対してNHKが定めた規約	NHK放送受信規約	法第64条第1項の規定に対してNHK が定めた規約
(略)		(略)	
料金等	別に定める料金表に記載する、加入契約金、コース <mark>種別</mark> およびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金	料金等 <u>(「利用料金」の後</u> ろへ順番変更)	別に定める料金表に記載する、加入契約 金、コースおよびオプションサービスの 月額利用料、工事費用、手数料などの料 金
利用料金	別に定める料金表に記載する、コース <mark>種</mark> 別 およびオプションサービスの月額利用 料	利用料金	別に定める料金表に記載する、コースおよびオプションサービスの月額利用料
オプションチャンネル	BSデジタル放送およびCSデジタル放送の番組のうち、コース <mark>種別</mark> の申込みに加えて別途料金が必要な番組	オプションチャンネル	BSデジタル放送およびCSデジタル放送の番組のうち、コースの申込みに加えて別途料金が必要な番組
当社グループ	株式会社KCN京都、こまどりケーブル 株式会社、株式会社テレビ岸和田	当社グループ	株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、株式会社Fレビ岸和田、株式会社KCNなんたん

第4条(コースの種別)

本サービスにより提供するコースの種別および料金は別に定める料金表のとおりとします。

ĺΗ

2. 当社は本サービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により告知します。

第4条(コースの種別)

本サービスにより提供するコースの種別および<u>利用</u>料金は<u>、</u>別に定める料金表に記載のとおりとします。

2. 当社は、本サービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により告知します。

第5条(オプションサービスの種別)

本サービスにおけるオプションサービス<u>については</u>別に定める 料金表に記載のとおりとします。

(略)

第5条(オプションサービスの種別)

本サービスにおけるオプションサービス<u>の種別および利用料金</u> は、別に定める料金表に記載のとおりとします。

(略)

第8条 (加入契約の申込み)

申込者は、本約款を承認の上、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して当社に提出します。

- (1) 申込者の住所および氏名、または、所在地、商号および 代表者
- (2)利用を希望するコース<mark>種別</mark>およびオプションサービス<mark>種</mark> ²¹¹
- (3) その他必要事項

(略)

第8条 (加入契約の申込み)

申込者は、本約款を承認のうえ、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して当社に提出します。

- (1) 申込者の住所および氏名、または、所在地、商号および代表者
- (2) 利用を希望するコースおよびオプションサービス
- (3) その他必要事項

(略)

第7条(加入契約の単位)

加入契約の締結は、加入者引込線1回線ごとに行います。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯が2世帯以上となる場合には、加入契約を締結する単位を世帯(事業所、店舗等も同様とする)毎とします。なお集合共同引込の場合には、別途集合住宅一括導入契約の締結をした後、各世帯を単位として加入契約を締結します。

第7条 (加入契約の単位)

加入契約の締結は、引込線1回線ごとに行います。ただし、引込線1回線により加入する世帯が2世帯以上となる場合には、加入契約を締結する単位を世帯(事業所、店舗等も同様とします。) 毎とします。なお集合共同引込の場合には、別途集合住宅一括導入契約の締結をした後、各世帯を単位として加入契約を締結します。

第9条(申込みの承諾)

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、 本サービスの利用申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合
- (2) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、過去に当社(および当社グループ企業を<mark>含む</mark>。以下本項において同じ)の提供するサービスにおいて、滞納等により強制解約となっていた場合
- (3) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、料金等の滞納中または利用停止中である場合
- (4) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、過去に当 社の提供するサービスにおいて、当社の定める禁止事項に抵触 したことがある場合
- (5) 申込内容に虚偽の記載があった場合
- (6)設備の設置、保守およびサービス提供が技術上著しく困難である場合
- (7)申込者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ)に属する者、または反社会的勢力等に属する者に相当する者であると当社が判断した場合
- (8) その他、当社の業務遂行上支障がある場合
- 2. 当社は、契約の成立後当社の定める方法によりその契約内容を通知します。

第9条 (申込みの承諾)

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、 本サービスの利用申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合
- (2) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、過去に当社(および当社グループ企業を<mark>含みます</mark>。以下本項において同じ。) の提供するサービスにおいて、滞納等により強制解約となっていた場合
- (3) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、滞納中または利用停止中である場合 (4) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、過去に当
- (4) 甲込者または甲込者と生計を同一にする者が、過去に当社の提供するサービスにおいて、当社の定める禁止事項に抵触したことがある場合
- (5) 申込内容に虚偽の記載があった場合
- (6) 設備の設置、保守およびサービス提供が技術上著しく困難である場合
- (7) 申込者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。) に属する者、または反社会的勢力等に属する者に相当する者であると当社が判断した場合
- (8) その他、当社の業務遂行上支障がある場合
- 2. 当社は、契約の成立後当社の定める方法によりその契約内容を通知します。

第10条(加入契約の成立と利用開始日)

加入契約は、本サービスの利用申込みに対して、当社がこれを 承諾したときに成立します。

2. 本サービスが利用可能となった日を、本サービスの利用開始日と定めます。また、第38条(オプションサービスの追加および解約)の規定により特定のオプションサービスが追加されたときは、当該オプションサービスが利用可能となった日を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。

第10条(加入契約の成立と利用開始日)

加入契約は、本サービスの利用申込みに対して、当社がこれを 承諾したときに成立します。

2. 本サービスが利用可能となった日を本サービスの利用開始日と定めます。また、第38条(オプションサービスの追加および解約)の規定により特定のオプションサービスが追加されたときは、当該オプションサービスが利用可能となった日を当該オプションサービスの利用開始日と定めます。

第11条 (加入申込書記載事項の変更)

加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の14日前までに当社に提出します。

(略)

- 4. 第1項および第2項に規定する各請求の受付は、必要な提出書類を当社が受理したときに成立します。ただし、各変更の請求においては当社が別途定める日に準じ、当該契約変更日として取り扱います。ただし、第2項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。
- 5. 当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社が定める方法で当該変更の<u>請求、および</u> 通知することができます。

第11条(<mark>契約事</mark>項の変更)

加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を請求することができます。この場合、<mark>当該</mark>加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の14日前までに当社に提出します。

(略)

- 4. 第1項および第2項に規定する各請求の受付は、必要な提出書類を当社が受理したときに成立します。ただし、各変更の請求においては当社が別に定める日に準じ、当該契約変更日として取り扱います。ただし、第2項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。
- 5. 当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社が定める方法で当該変更の<mark>請求をすることができます。</mark>

第12条(名義変更)

加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、次のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

- (1)個人加入者が死亡した場合で、当該加入者の相続人の名義に変更するとき
- (2) 法人加入者が合併または組織変更により商号を変更するとき
- (3) 2親等以内の家族の名義に変更する<u>とき</u>(旧加入者の同意書を添付するものとします。)
- (4) 本サービスの加入権を付した建物において加入者が転出・転入する場合
- (5) 当社が特に認めた場合

(略)

第14条(設置場所の変更)

加入者は、加入者施設、および当社施設のうちの引込線について、設置場所の変更を<u>請求できます。</u>この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当社に提出します。

- 2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
- (1) 加入者の属する世帯が所有するものではない建物、敷 地、住居への変更請求であって、所有者の承諾が得られていな い場合
- (2) 当該変更により、本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合

(略)

第12条(名義変更)

加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、次 のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限り ではありません。

- (1)個人加入者が死亡した場合で、当該加入者の相続人の名 義に変更する場合
- (2) 法人加入者が合併または組織変更により商号を変更する 場合
- (3) 2親等以内の家族の名義に変更する<mark>場合</mark>(旧加入者の同 意書を添付するものとします。)
- (4) 本サービスの加入権を付した建物において加入者が転出・転入する場合
- (5) 当社が特に認めた場合

(略)

第14条(設置場所の変更)

加入者は、<u>当社施設のうちの引込線および加入者施設</u>について、設置場所の変更を<u>請求することができます。</u>この場合、<u>当</u> <u>該</u>加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当社に提出します。

- 2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
- (1)加入者の属する世帯が所有するものではない建物、敷地 または住居への変更請求であって、所有者の承諾が得られてい ない場合
- (2) 当該変更により、本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合

(略)

第15条(当社が行う本サービス提供の停止)

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。 (1)第22条(加入者の支払義務)に規定する本サービスの

- (1) 第22条 (加入者の支払義務) に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
- (2) 加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (3) 第41条 (禁止事項) の規定に違反した場合
- (4) その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
- 2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対し、その理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条(当社が行う本サービス提供の停止)

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本 サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。 (1) 第22条(加入者の支払義務)に規定する本サービスの

- (1) 第22条 (加入者の支払義務) に規定する本サービスの 料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または 怠るおそれがある場合
- (2) 加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (3) 第31条 (加入者の維持責任) 第1項、第3項および 第41条 (禁止事項) の規定に違反した場合
- (4) その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
- 2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対し、その理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

用 第16条(当社が行う本サービス提供の休止) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス の全部または一部の提供を休止することがあります。 (1)本施設の保守上または工事上やむを<u>えない</u>場合 (略) 第16条(当社が行う本サービス提供の休止) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス の全部または一部の提供を休止することがあります。 (1)本施設の保守上または工事上やむを<u>得ない</u>場合 (略)

第17条(加入者が行う加入契約の解約)

加入者は、毎月末日付にて、加入契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して解約希望日の14日前までに当社に提出します。

2. 前項に規定する解約請求の受付は、加入者より解約の申告を受けた時に成立します。ただし、解約日においては必要な提出書類を当社が受理した日の月末を原則として、本サービスの利用なり日および解約日として取り扱います。

5. コース<mark>種別</mark>に応じて<mark>別途</mark>定める最低利用期間内に解約または特定のコース<u>種別</u>への変更があった場合は、加入者は<u>別途</u>定める契約解除料を支払います。

第17条(加入者が行う加入契約の解約)

加入者は、毎月末日付にて、加入契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の14日前までに当社に提出します。

2. 前項に規定する解約請求の受付は、<mark>当該</mark>加入者より解約の申告を受けた<u>とき</u>に成立します。ただし、解約日においては必要な提出書類を当社が受理した日<u>の属する月</u>の月末を原則として、本サービスの利用終了日および解約日として取り扱います

(略)

5. コースに応じて<mark>別に</mark>定める最低利用期間内に解約または特定のコースへの変更があった場合は、加入者は<u>別に</u>定める契約解除料を支払います。

第18条(当社が行う加入契約の解除) (略)

2. 当社は、加入者が第15条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項<mark>および第41条(禁止事項)</mark>に該当する場合、ならびに加入者が本約款に違反する行為があったと<mark>認める</mark>場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるとき、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその加入契約を解除できるものとします。

(略)

4. 当社は、第1項から第3項の規定により加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 (略)

第18条(当社が行う加入契約の解除) (略)

2. 当社は、加入者が第15条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項に該当する場合、ならびに加入者が本約款に違反する行為があったと<mark>認められる</mark>場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるとき<mark>は</mark>、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその加入契約を解除できるものとします。

(略)

4. 当社は、第1項から第3項の規定により加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により<u>当該</u>加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(略)

第20条(IDおよびパスワードの管理)

当社は、加入者にマイページIDを付与します。加入者は、マイページIDにかかるパスワードを自ら任意で設定、変更するものとします。

加入者は、マイページIDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。

3. 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該 I Dによるサービスの提供を停止します。ただし、他者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。 (略)

第20条(IDおよびパスワードの管理)

当社は、加入者にマイページIDを付与します。当該加入者は、マイページIDにかかるパスワードを自ら任意で設定、変更するものとします。

2. 加入者は、マイページIDおよびパスワードの管理、使用において<u>すべて</u>の責任を持つものとします。

3. 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによる本サービスの提供を停止します。ただし、他者の不正使用により当該加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。

(略)

Δ

第21条(料金等)

料金等は、別に定める料金表に記載のとおりとします。加入者 は料金表に従って、加入契約金、利用料金、工事費用、事務手 数料などを当社に支払うものとします。

- 2. 加入者は、料金表記載の金額を支払います。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
- 3. 当社は、料金表等を改定することがあります。この場合、 当社は事前に当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方 法によりその旨を告知します。
- 4. 前項の場合、改定日より改定後の料金等を適用しますが、 利用料金については改定日が月初日以外の場合は改定日の属す る月の翌月分から改定後の利用料金を適用します。
- 5. コース種別の利用料金には、NHKの放送受信料(衛星放送の受信料を含む)およびオプションチャンネル利用料は含まれておりません。

(略)

第21条(料金等)

料金等は、別に定める料金表に記載のとおりとします。加入者は料金表に従って、加入契約金、利用料金、工事費用、手数料などを当社に支払うものとします。

- 2. 加入者は、料金表に記載の金額を支払います。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
- 3. 当社は、<mark>料金表</mark>を改定することがあります。この場合、当社は事前に当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。
- 4. 前項の場合、改定日より改定後の料金等を適用しますが、 利用料金については改定日が月初日以外の場合は改定日の属す る月の翌月分から改定後の利用料金を適用します。

5. コースの利用料金には、NHKの放送受信料 (衛星放送の受信料を含みます。) は含まれておりません。

(略)

第22条(加入者の支払義務)

加入者は、その契約内容に応じ、第21条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。なお、第11条(加入申込書記載事項の変更)の規定により、加入者の契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第21条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。2.料金等のうち、利用料金(オプションサービスを含む)の支払いは、利用開始日の属する月の翌月から契約の解除があった日の属する月までの期間(提供を開始した月と解除または廃止があった月が同一の月である場合は1ヵ月とします。)とします。

- 3. 料金等のうち、工事費用の支払上義務は、第27条(施設の設置および費用負担)、第28条(施設の移設および費用負担)、第28条(施設の移設および費用負担)に規定担)、たる施設の設置、移設、あるいは撤去が完了した日に発生します。
- 4. 第11条(<u>加入申込書記載事項</u>の変更) 第1項および第3 8条(オプションサービスの追加および解約) の場合、利用料 金の支払いについては、本条第2項に準じて取り扱います。
- 5. 第2項および第4項の定めにかかわらず、オプションチャンネルの利用料金の支払いは、利用開始日の属する月から契約の解除があった日の属する月までの期間とします。
- 6. 第15条(当社が行う本サービス提供の停止)の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとし、利用料金の支払いについては本条第2項に準じて取り扱います。
- 7. 第16条 (当社が行う本サービス提供の休止) の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
- 8. 前各項の定めにかかわらず、加入者の責めによらない事由により、チャンネルの全てが停止するなど、本サービスを全く利用出来ない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して、月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し、当該月の利用料金の支払い義務を免ずるものとします。

第22条(加入者の支払義務)

加入者は、その契約内容に応じ、第21条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。なお、第11条(契約事項の変更)の規定により加入者の契約内容が変更されたとさは、当該加入者は変更後の契約内容に応じ、第21条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。

- 2. 料金等のうち、利用料金の支払いは、利用開始日の属する 月の翌月から契約の<mark>解約、解除または廃止</mark>があった日の属する 月までの期間(提供を開始した月と<u>解約、解除または廃止</u>が あった月が同一の月である場合は1ヵ月とします。)としま す。
- 3. 料金等のうち、工事費用の支払義務は、第27条(施設の設置および費用負担)、第28条(施設の移設および費用負担)あるいは第29条(施設の撤去および費用負担)に規定する施設の設置、移設あるいは撤去が完了した日に発生します。4. 第11条(契約事項の変更)第1項および第38条(オプションサービスの追加および解約)の場合、利用料金の支払いについては、第2項に準じて取り扱います。5. 第2項および第4項の定めにかかわらず、オプションチャ
- 5. 第2項および第4項の定めにかかわらず、オプションチャンネルの利用料金の支払いは、利用開始日の属する月から契約の解約、解除または廃止があった日の属する月までの期間とします。
- 6. 第15条(当社が行う本サービス提供の停止)の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとし、利用料金の支払いについては第2項に準じて取り扱います。7. 第16条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定によ
- 7. 第16年(当任が行う本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。8. 前各項の定めにかかわらず、加入者の責めによらない事由により、チャンネルのすべてが停止するなど、本サービスをまったく利用できない状態が生じ、かつ当社がこのことを認知した日から起算して、月のうち連続10日以上その状態が継続したときは、対象となる加入者に対し、当該月の利用料金の支払義務を免ずるものとします。

第23条(料金等の利用明細等)

(略)

3. 加入者は、ご利用料金お知らせハガキの発行を希望する場合は別に定める料金表に記載の発行手数料を支払います。

第23条 (料金等の利用明細等)

(略)

3. 加入者は、ご利用料金お知らせハガキの発行を希望する場合は、別に定める料金表に記載の発行手数料を支払います。

第24条(料金等の請求時期および支払期限等)

当社は、加入契約成立後、支払期限を定めて 一加入者に料金等 を請求します。

(略)

3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上 で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができます。

第24条(料金等の請求時期および支払期限等)

当社は、加入契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を 請求します。

(略)

3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た<mark>う</mark> えで、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができま す。

[H

第25条(加入契約終了に伴う料金等の精算方法) 第17条(加入者が行う加入契約の解約) および第18条(当 社が行う加入契約の解除)の規定により、月の途中で加入契約 が解除されたときは、利用料金は利用終了日の属する月の末日 まで発生するものとし、日割り計算は行いません。

第25条(加入契約終了に伴う<mark>利用料金等</mark>の精算方法)

第17条(加入者が行う加入契約の解約) および第18条(当 社が行う加入契約の解除)の規定により、月の途中で加入契約 が解約または解除されたときは、利用料金は利用終了日の属す る月の末日まで発生するものとし、日割り計算は行いません。

第26条 (遅延損害金および督促手数料)

2. 当社は加入者が料金その他の債務(遅延損害金を除きま す。)について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当 社または料金回収会社が督促通知(<mark>料金</mark>その他の債務の支払い を求める行為をいいます。)を行う場合には、別に定める料金 表に記載の督促手数料を別途請求いたします。

第26条(遅延損害金および督促手数料) (略)

2. 当社は加入者が<mark>料金等</mark>その他の債務(遅延損害金を除きま)について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当 社または料金回収会社が督促通知(<mark>料金等</mark>その他の債務の支払 いを求める行為をいいます。)を行う場合には、別に定める料 金表に記載の督促手数料を別途請求いたします。

第27条(施設の設置および費用負担)

当社は当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担しま す。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する別に定める料金表に記載の費用を負担します。 なお、加入者施設のうちSTBについては当社が保有し加入者 に貸与します。

- 2. 加入者は<u>加入者施設 (STBを除く)</u>を所有し、加入者施 設の設置に要する費用を負担します。ただし、加入者は、設置 の際の使用機器、工法等については当社の指定に従います。
- 6. 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および 加入者施設に工事を要する場合には、その費用を負担します。

第27条(施設の設置および費用負担)

当社は、当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する別に定める料金表に記載の費用を負担します。 なお、加入者施設のうちSTBについては当社が保有し加入者 に貸与します。

2. 加入者は、 STBを除く加入者施設を所有し、加入者施設 の設置に要する費用を負担します。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従います。 (略)

6. 加入者は、当該加入者の各種変更の希望により本施設に工 事を要する場合には、その費用を負担します。

第28条 (施設の移設および費用負担)

当社が、第14条(設置場所の変更)第1項の規定に基づく設 置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により当社施設お よびSTBを移設します。この場合、加入者は引込端子以降の 当社施設および加入者施設の移設に要する費用を負担するもの とします。

2. 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物 等の復旧を要する場合、加入者の責任において、その復旧作業 を実施することとします。

第28条(施設の移設および費用負担)

当社が、第14条(設置場所の変更)第1項の規定に基づく設 置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により当社施設お よびSTBを移設します。この場合、加入者は引込端子以降の本施設の移設に要する費用を負担するものとします。

2. 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、<u>当該</u>加入者の責任において、その復旧 作業を実施することとします。

第29条(施設の撤去および費用負担)

第17条(加入者が行う加入契約の解約) および第18条(当 社が行う加入契約の解除)の規定により加入契約が終了したと きは、当社施設およびSTBを撤去するものとし、加入者はか かる撤去に応じるものとします。この場合、加入者は別に定め る料金表に記載の撤去費用を負担します。

2. 撤去に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者の費用と責任において、復旧作 業を実施することとします。

第29条 (施設の撤去および費用負担)

第17条(加入者が行う加入契約の解約)および第18条(当 社が行う加入契約の解除)の規定により加入契約が終了したと きは、当社施設およびSTBを撤去するものとし、加入者はか かる撤去に応じるものとします。この場合、<u>当該</u>加入者は別に 定める料金表に記載の撤去費用を負担します。

2. 撤去に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、<u>当該</u>加入者の費用と責任において、<mark>そ</mark> の復旧作業を実施することとします。

第30条 (施設の維持管理)

当社は当社施設および<mark>当社が提供する</mark>STBについて維持管理 責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要 上、第16条(当社が行う本サービス提供の休止)第1項の規 定により、当社のサービス提供が休止することがあることを承 認するものとします。

第30条 (施設の維持管理)

当社は、当社施設およびSTBについて維持管理責任を負いま す。なお、加入者は当社施設<mark>およびSTB</mark>の維持管理の必要 上、第16条(当社が行う本サービス提供の休止)第1項の規 定により、<u>本サービスの提供を</u>休止することがあることを承認 するものとします。

第31条(加入者の維持責任)

加入者は、本施設を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、 本約款に適合するよう利用します。 2. 加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場

- 合または加入者施設を亡失<u>または</u>破損した場合は、加入者はそ の修復に要する費用を負担します。
- 3. 加入者は、本約款の認める範囲において加入者の利用権限 のもとで本サービスを利用する者に対し、本約款を遵守させる 責任を負います。

(追加)

第31条(加入者の維持責任)

加入者は、本施設を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、

- 本約款に適合するよう利用します。 2.加入者の故意または過失により、当社施設に故障が生じた場合または加入者施設を亡失<u>もしくは</u>破損した場合は、<u>当該</u>加 入者はその修復に要する費用を負担します。
- 3. 加入者は、本約款の認める範囲において<u>当該</u>加入者の利用 権限のもとで本サービスを利用する者に対し、本約款を遵守さ せる責任を負います。
- 4. 前項の場合、本サービスを利用する者が第41条(禁止事項)に規定する禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社が損害を被った場合、当社は、当該利用者の行為を当該加入者の行為とみなして取り扱います。

[H

第33条 (便宜の供与)

加入者は、当社により本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場 合はこれに便宜を供するものとします。

第33条 (便官の供与)

加入者は、当社により本施設の検査、修復等を行うために、当 該加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求め た場合はこれに便宜を供するものとします。

第34条(異常が生じた場合の取り扱い)

本サービスに異常が生じた場合、加入者は加入者の所有する受 信機の異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社は、速やかに当社施設および加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、受信機に起因する受信異常については、この限りではありません。
2. 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するもの

- とします。
- 3. 第1項の調査の結果、異常や故障が加入者の責めによる事 由であった場合、加入者はその調査または本施設の修復に要す る費用を負担します。

第34条(異常が生じた場合の取り扱い)

本サービスに異常が生じた場合、加入者は当該加入者の所有す る受信機の異常がないことを確認の<u>うえ</u>、当社に通知するものとします。この場合、当社は、速やかに<u>本施設</u>を調査し、適切 な措置を講じます。ただし、受信機に起因する受信異常につい ては、この限りではありません。

- 加入者は、STBを除く加入者施設の修復に要する費用を 負担するものとします。
- 3. 第1項の調査の結果、異常や故障が当該加入者の責めによ る事由であった場合、当該加入者はその調査または本施設の修 復に要する費用を負担します。

第35条 (STBの提供)

当社は、加入者が別に定める料金表の「地デジコース」、 デジ・BSコース」以外のコース<mark>種別</mark>を申し込んだ場合、 の定めるSTBを貸与し、加入者が指定する受信機に接続しま

- 2. 付属するCASカードの取り扱いについては、第44条 (B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについ て)の規定によるものとします。
- 3. 第1項により、加入者が当社より貸与を受けるSTBにつ いて故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が当社より貸与を受けるSTBおよび付属するリモコン類を本来の用法に従って使 用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持 を怠った場合は、この限りではありません。
- 4. 当社が認める場合を除きSTBの交換は行いません。ただ し加入者がSTBの交換を請求し当社が認めた場合、別に定め る料金表の金額を収受したうえでSTBの交換を行う場合があ ります。
- 5. 第1項により、当社よりSTBの貸与を受ける加入者は、 第17条(加入者が行う加入契約の解約)第2項、第18条 (当社が行う加入契約の解除) 第4項に定める利用終了日、お <u>: び</u>第11条(<u>加入申込書記載事項</u>の変更)第4項に規定する 契約変更日に、当社にSTBを返還するものとします。なお、 加入者が故意または過失によりSTBおよび付属するリモコン 類を破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、 別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
- 6. 加入者は、当社が必要に応じて行うSTBのバージョン アップ作業の実施に同意するものとします。
- 7. 加入者は、当社が<mark>提供する</mark>STB以外のSTBを使用して 本サービスを利用することはできません。

第35条(STB)

当社は、加入者が別に定める料金表の「地デジコース」、 デジ・BSコース」以外のコースを契約した場合、当社の定め るSTBを貸与し、当該加入者が指定する受信機に接続しま

- 2. CASカードを必要とするSTBに付属するCASカード の取り扱いについては、第44条(B-CASカードおよびC -CASカードの取り扱いについて)の規定によるものとしま す。
- 3. 第1項<u>の規定</u>により、加入者が当社より貸与を受けるST Bについて<mark>故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、<u>当該</u>加入者が当社よ</mark> り貸与を受けるSTBおよび付属するリモコン類を本来の用法 に従って使用していなかった場合や、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。
- 4. 当社が認める場合を除きSTBの交換は行いません。 加入者がSTBの交換を請求し当社が認めた場合、別に定 める料金表の金額を収受したうえでSTBの交換を行う場合が あります。
- 5. 第1項の規定により、当社よりSTBの貸与を受ける加入 者は、第17条(加入者が行う加入契約の解約)第2項および 第18条(当社が行う加入契約の解除)第5項に定める利用終 了日、 $\frac{x + y}{x}$ 第11条($\frac{y}{x}$ 9 第4項に規定する 契約変更日に、当社にSTBを返還するものとします。なお、 当該加入者が故意または過失によりSTBおよび付属するリモ コン類を破損もしくは紛失し、または返還しない場合、<mark>当該</mark>加 入者は、別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。 6. 加入者は、当社が必要に応じて行うSTBのバージョン アップ作業の実施に同意するものとします。
- 7. 加入者は、当社が貸与するSTB以外のSTBを使用して 本サービスを利用することはできません。

第36条(オプションサービス利用の申込み)

加入者は、第5条(オプションサービスの種別)に規定するオ プションサービスを申し込むことができます。この場合、加入 者は当社の定める方法により、オプションサービス利用開始希 望日の14日前までに当社に申し込むものとします。

- 2. 加入者は、コース種別を申し込むことなくオプションサー ビス種別のみ申し込むことはできません。また、加入者の利用 するコース種別により、特定のオプションサービスを申し込み できない場合があります。なお、申込みの可否については、別 に定めます。 3. 当社は、第9条(申込みの承諾)の規定に準じ、第1項の
- 申込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該 加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
- 4. 当社が加入者のオプションサービスが利用可能となった日 を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。

第36条(オプションサービス利用の申込み)

加入者は、第5条(オプションサービスの種別)に規定するオ プションサービスを申し込むことができます。この場合、 加入者は当社の定める方法により、オプションサービス利用開 始希望日の14日前までに当社に申し込むものとします。 2. 加入者は、コースを申し込むことなくオプションサービス のみを申し込むことはできません。また、加入者の利用する コースにより、特定のオプションサービスを申し込みできない 場合があります。なお、申込みの可否については、別に定めま

申込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。 4. 当社は、加入者のオプションサービスが利用可能となった 日を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。

び機能を分解もしくは改造、改ざんすること

[H 新 第38条(オプションサービスの追加および解約) 第38条(オプションサービスの追加および解約) 加入者は、オプションサービスの追加および解約を請求するこ 加入者は、オプションサービスの追加および解約を請求するこ とができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の14日前までに当社に提出す とができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必 要事項を記入して、契約変更希望日の14日前までに当社に提 るものとします。 出するものとします。 第39条 (オプションサービスの廃止) 第39条(オプションサービスの廃止) (略) (略) 2. 当社は、前項の場合には、<u>当該加入者に対し</u>当該オプショ 2. 当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを廃止 ンサービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社 上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。 の定める方法によりその旨を告知します。ただし、当社の責め ただし、当社の責めによらない事由により当該オプションサー によらない事由により当該オプションサービスを廃止する場合 はこの限りではありません。 ビスを廃止する場合はこの限りではありません。 第41条 (禁止事項) 第41条(禁止事項) 加入者が以下に該当する行為を行うことを禁止します。 加入者が以下に該当する行為を行うことを禁止します。 (1) 加入申込書に記載する台数を超えるSTB、または受信 (1) 加入申込書に記載する台数を超えるSTB、または受信 機を加入者施設に接続すること 機を加入者施設に接続すること (2) 加入者が、個人的に、または家庭内等に準ずる限られた (2) 加入者が、個人的に、または家庭内等に準ずる限られた 範囲内において使用する場合を除き、当社の承諾を得ることな く本サービスを第三者に対して提供(上映、複製、その他著作 範囲内において使用する場合を除き、当社の承諾を得ることな く本サービスを第三者に対して提供(上映、複製、その他著作 権を侵害する行為を含みます。) すること 権を侵害する行為を含む) すること (3) 加入者が、引込端子および引込線に線条その他の導体を (3) 加入者が、引込端子および加入者引込線に線条その他の 導体を連結して、当社のサービスを無断で受信すること (4)当社が<u>提供する</u>STB以外の端末設備もしくは端末設備 連結して、当社のサービスを無断で受信すること (4) 当社が<mark>貸与する</mark>STB以外の端末設備もしくは端末設備 の機能を代替する機器等を加入者施設に接続すること の機能を代替する機器等を加入者施設に接続すること (5) 当社が提供するSTBおよびCASカード等の設備およ (5) 当社が貸与するSTBおよびCASカード等の設備およ

び機能を分解もしくは改造、改ざんすること

第42条(損害賠償の免責および特約事項) (略)

- 5. 加入者が、第20条 (IDおよびパスワードの管理) 第2項、第41条 (禁止事項) に違反する行為、その他の過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができます。
- 6. 加入者が、本約款もしくは利用規約等に違反し、または、 本サービスの利用に伴う故意もしくは過失により、当社または 第三者に対して損害を与えた場合、加入者は、自己の責任と費 用をもって一切の損害を賠償するものとします。
- 7. 第17条 (加入者が行う加入契約の解約) および第18条 (当社が行う加入契約の解除) の規定により加入契約が終了した場合に、加入者が別途支払ったNHKの受信料 (衛星契約を含む)、株式会社WOWOWの視聴料が払い戻されず、加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負いません。
- 8. 当社は、視聴状態の確認を行うために、第40条(個人情報)の規定を遵守した上で、加入者の使用するSTBと電気信号による通信を行うことができるものとします。また、当社は、記憶装置内蔵STBまたは外部記憶装置を接続することが可能なSTBの不具合の確認を行うために、必要な範囲で当該機器の録画内容、時間等を確認する事ができるものとします。
- 9. 当社は、当社が<mark>提供する</mark>記憶装置内蔵STBおよび加入者が接続した外部記憶装置の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失または正常に再生ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。また、当該機器の故障の措置や返還に伴い、記録されたデータが消去された場合も一切の責任を負わないものとします。
- 10. 加入者は、当社が<mark>提供する</mark>記憶装置内蔵STBまたは外部記憶装置を接続することが可能なSTBを当社が交換する必要がある場合および当社に返還する必要がある場合には、あらかじめ<mark>録画編集</mark>したデータについて他の媒体に移動または複製するものとし、当該記憶装置内蔵STBまたは加入者が接続した外部記憶装置に記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。
- 11. 当社は、本サービスに係る設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- その損害を賠償しません。 12. 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。 (略)

新

第42条(損害賠償の免責および特約事項) (略)

- 5. 加入者が、第20条(IDおよびパスワードの管理)第2項、第31条(加入者の維持責任)第1項、第3項および第41条(禁止事項)に違反する行為、その他の過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができます。
- 6. 加入者が、本約款もしくは利用規約等に違反し、または、 本サービスの利用に伴う故意もしくは過失により、当社または 第三者に対して損害を与えた場合、<u>当該</u>加入者は、自己の責任 と費用をもって一切の損害を賠償するものとします。
- 7. 第17条 (加入者が行う加入契約の解約) および第18条 (当社が行う加入契約の解除) の規定により加入契約が<mark>解約または解除された</mark>場合に、加入者が別途支払ったNHKの<mark>放送受信料(衛星放送の受信料を含みます。)</mark>、株式会社WOWOWの視聴料が払い戻されず、<u>当該</u>加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負いません。
- 8. 当社は、視聴状態の確認を行うために、第40条(個人情報)の規定を遵守した<u>うえ</u>で、加入者の使用するSTBと電気信号による通信を行うことができるものとします。また、当社は、<u>当社が貸与する</u>記憶装置内蔵STBまたは外部記憶装置を接続することが可能なSTBの不具合の確認を行うために、必要な範囲で当該機器の録画内容、時間等を確認する事ができるものとします。
- 9. 当社は、当社が<mark>貸与する</mark>記憶装置内蔵STBおよび加入者が接続した外部記憶装置の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失または正常に再生ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。また、当該機器の故障の措置や返還に伴い、記録されたデータが消去された場合も一切の責任を負わないものとします。
- 10.加入者は、当社が<mark>貸与する</mark>記憶装置内蔵STBまたは外部記憶装置を接続することが可能なSTBを当社が交換する必要がある場合および当社に返還する必要がある場合、あらかじめ<mark>録画・編集</mark>したデータについて他の媒体に移動または複製するものとし、当該記憶装置内蔵STBまたは<u>当該</u>加入者が接続した外部記憶装置に記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。
- 11. 当社は、本サービスに係る設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 12. 当社は、本約款等の変更により、自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下本条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

(略)

第43条(放送内容の変更)

当社はやむを得ない事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって生じた加入者の損害については、<mark>賠</mark> 償の責任は負わないものとします。

第43条(放送内容の変更)

当社はやむを得ない事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって生じた加入者の損害については、<mark>賠償する責任を</mark>負わないものとします。

第44条(B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱い)

B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズが別途定める約款によるものとします。

によるものとします。
2. CーCASカードを必要とするSTBを利用する加入者は、STB1台に付き1枚のCーCASカードを当社より無償貸与されるものとし、STBの解約または契約の解除後は、速やかにCーCASカードを当社に返還するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にCーCASカードの交換および返還を請求することができるものとします。

3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。4. 加入者が故意または過失によりCASカードを破損もしくは紛失し、または返還しない場合には、加入者は別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第44条 (B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱い)

B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズが別に定める約款によるものとします。
2. C-CASカードを必要とするSTBを利用する加入者

2. CーCASカードを必要とするSTBを利用する加入者は、STB1台に付き1枚のCーCASカードを当社より無償貸与されるものとし、STBの解約または加入契約の解約または解除後は、速やかにCーCASカードを当社に返還するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にCーCASカードの交換および返還を請求することができるものとします。

3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害、利益損失は、当該加入者が賠償するものとします。

4. 加入者が故意または過失によりCASカードを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、<mark>当該</mark>加入者は、別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第45条(本サービスの廃止)

当社は、業務上の都合により本サービスの一部および全部を廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

3. 当社は、都合により特定のコース<mark>種別</mark>を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第11条(加入申込書記載事項の変更)第1項の規定に基づき、別のコース種別への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、当該コース種別を廃止する日をもって、別途当社が定める場合を除き、他の代替コース種別へ変更、または加入契約を解除するものとします。

4. 当社は、前項の場合には、当該コース種別を利用する加入者に対し、当該コース種別を廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により<u>当該コース種別を廃止する旨</u>を告知します。

5. 第2項および第4項について、当社の責めによらない事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

第45条(本サービスの廃止)

当社は、業務上の都合により本サービスの全部または一部を廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

3. 当社は、都合により特定のコースを任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第11条(契約事項の変更)第1項の規定に基づき、別のコースへの変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、当該コースを廃止する日をもって、代替コースへ変更、または当該加入者との加入契約を解除するものとします。

4. 当社は、前項の場合には、当該コースを利用する加入者に対し、当該コースを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

5. 第2項および第4項について、当社の責めによらない事由 により本サービスの全部または一部を廃止する場合はこの限り ではありません。

第46条(準拠法・合意管轄)

本約款は日本<mark>国の</mark>国内法に準拠するものとし、加入契約により 生じる一切の紛争等については、奈良地方裁判所を第一審の専 属的合意管轄裁判所とします。

第46条(準拠法・合意管轄)

本約款は日本国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第48条 (定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の $_{
m L}$ 、解決に当たるものとします。

第48条 (定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は契 約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の<u>うえ</u>、解決に当たる ものとします。

デジタルテレビ約款 新旧対照表

旧	新
付則	付則 (1) 当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。 (2) 一括加入、業務用等については別に定めます。 (3) 本約款 実施前の旧約款の規定に基づく債務については、なお従前のとおりとします。 (4) 本約款 実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、本約款中にこれに相当する規定があるときは、本約款の規定に基づいて行ったものとみなします。 (5) 本約款は、 2023 年4月3日 より施行します。 (6) 本約款は、 2023 年3月9日、総務大臣に届出、受理されたものです。
【デジタルテレビサービス料金表】 *表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。請求金額は税抜金額の合計から税率乗算して小数点以下端数を切り捨てて計算します。 (表2-1) コース種別	【デジタルテレビサービス料金表】 ※表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。請求金額は税抜金額の合計から税率乗算して小数点以下端数を切り捨てて計算します。 (表2-1)コースの種別
(表 2 - 2) 複数台割引	(表 2 - 2) 複数台割引
2 台目以降のコース種別 割引金額 条件 (略)	2 台目以降のコース <mark>の</mark> 割引金額 条件 種別 (略)
・2台目以降の契約コース種別に対して割引が適用されます。	 2台目以降の契約コース<u>の</u>種別に対して割引が適用されます。
(表3) オプションサービス種別 (略) ・インターネット接続サービスを合わせて契約した場合の料金 については別途インターネット約款に定めます。	(表3) オプションサービス <u>の</u> 種別 (略) ・インターネット接続サービスを合わせて契約した場合の料金 <mark>等</mark> については別途インターネット約款に定めます。